

中小事業主のみなさまへ

労災保険率の特例メリット制

所定の安全衛生措置を講じると、特例メリット制の適用が申告できます。申告をすると、メリット制が適用される際のメリット増減率が、通常であれば最大40%のところ、最大45%となります。

○特例メリット制が適用される要件

次の①から④までの要件をすべて満たしている事業が対象となります。

① メリット制の適用がある継続事業であること

ただし、建設の事業及び立木の伐採の事業を除きます（有期事業は対象ではありません。）。

② 中小事業主であること

企業全体の常時使用する労働者数が、③の措置を講じた年度において、次の範囲にある必要があります（※1）。

企業全体の主たる事業	企業全体の常時使用する労働者数
金融業、保険業、不動産業、小売業、飲食店	50人以下
卸売業、サービス業（※2）	100人以下
上記以外の事業	300人以下

※1 同じ企業に属する別の事業があれば、それも含めた企業全体の労働者数です。

※2 サービス業のうち、清掃業、火葬業、と畜業、自動車修理業及び機械修理業は、「上記以外の事業」に該当します。

③ 厚生労働省令で定められた「労働者の安全又は衛生を確保するための措置」を講じたこと

- 都道府県労働局長の認定を受けた快適職場推進計画に基づく、快適な職場環境の形成のために事業主が講ずる措置（「**快適職場推進計画による措置**」）
- 機械設置等の計画届の免除の認定を受けた事業主が講ずる措置（「**労働安全衛生マネジメントシステムの実施**」）

特例メリット制の適用の申告にあたっては、上記のいずれかの安全衛生措置を講じたことなどについて、都道府県労働局長の確認を受ける必要があります。

④ ③の措置を講じた年度の次の年度の4月1日から9月30日までの間に、特例メリット制の適用を申告していること

《参考》メリット制が適用される継続事業とは

特例メリット制が適用されるためには、その前提条件として、メリット制が適用されている継続事業でなければなりません。メリット制が適用される継続事業（ここでは建設の事業と立木の伐採の事業を除きます）は、次の「事業の継続性」と「事業の規模」の要件を満たす必要があります。

「事業の継続性」

メリット制によって労災保険率が増減される年度（4月1日から3月31日までの1年間）の前々年度に属する3月31日（以下「基準となる3月31日」といいます）現在において、保険関係成立後3年以上経過していること。

「事業の規模」

基準となる3月31日の属する年度から過去に遡って連続する3年度中の各年度において、次の要件のいずれかを満たしていること。

- ① 100人以上の労働者を使用する事業
- ② 20人以上100人未満の労働者を使用する事業で、その労働者数と、その事業に該当する業種の労災保険率から非業務災害（通勤災害など）に係る率を除いた率を乗じて得た数が、0.4以上であるもの。すなわち、

$$\text{労働者数} \times (\text{労災保険率} - \text{非業務災害に係る率}(\ast)) \geq 0.4$$

を満たす事業

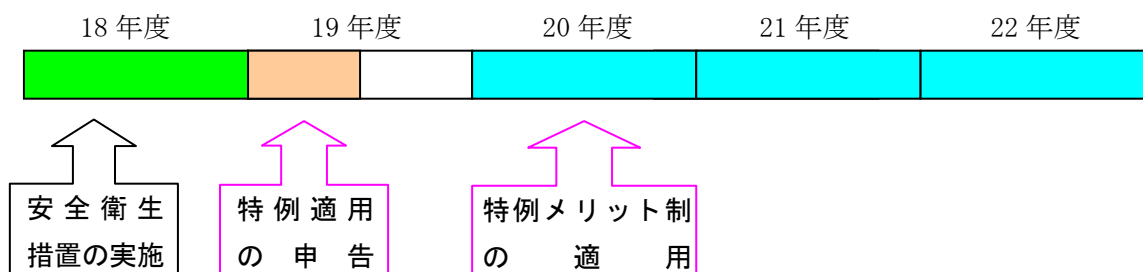
(※)通勤災害などの非業務災害分の保険率

○特例メリット制が適用される年度

特例メリット制は、安全衛生措置を講じた年度の翌々年度から3年間、メリット制が適用される場合に適用されます。

平成18年度に安全衛生措置を講じ、平成19年度の4月1日から9月30日までの間に特例メリット制の適用を申告した場合は、平成20年度から3年間、特例メリット制が適用となります。

(注) マネジメントシステムの実施については、初めて計画届免除認定を受けた場合のみ、特例メリット制の対象となります。



○特例メリット制が適用された場合の労災保険率

特例メリット制が適用された場合、事業の種類ごとに定められている労災保険率から非業務災害率を除いた率のメリット増減率は、保険料に対する給付額の割合（メリット収支率）に応じて、下の表のとおりとなります。

適用される労災保険率は

$$\left(\begin{array}{l} \text{事業の種類ごとに定} \\ \text{められる労災保険率} \end{array} - \text{非業務災害率} \right) \times \frac{100 + \text{メリット増減率}}{100} + \text{非業務災害に係る率}$$

です。

メリット収支率	メリット増減率
5%以下のもの	-45%
5%を超え 10%までのもの	-40%
10%を超え 20%までのもの	-35%
20%を超え 30%までのもの	-30%
30%を超え 40%までのもの	-25%
40%を超え 50%までのもの	-20%
50%を超え 60%までのもの	-15%
60%を超え 70%までのもの	-10%
70%を超え 75%までのもの	-5%
75%を超え 85%までのもの	0%
85%を超え 90%までのもの	+5%
90%を超え 100%までのもの	+10%
100%を超え 110%までのもの	+15%
110%を超え 120%までのもの	+20%
120%を超え 130%までのもの	+25%
130%を超え 140%までのもの	+30%
140%を超え 150%までのもの	+35%
150%を超え 160%までのもの	+40%
160%を超えるもの	+45%

色つきの部分が、特例メリット制により変更される部分です。

特例メリット制の適用を申告しなければ、-45%は-40%に、+45%は+40%となります。

※ メリット収支率の考え方

過去3年間の業務災害に係る給付

$$\text{メリット収支率} = \frac{\text{過去3年間の業務災害に係る給付}}{\text{過去3年間の非業務災害分を除く保険料}} \times 100$$

過去3年間の非業務災害分を除く保険料

○特例メリット制の適用申告の手続き

特例メリット制の適用を受けようとする場合の手続きは、以下のとおりです。安全衛生措置の種類によって、準備する書類に違いがありますのでご確認ください。

1 所定の安全衛生措置を講じたことについて確認を受ける

まず、「安全衛生措置実施等確認申請書」(様式1)と、①又は②の書類を、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局安全衛生主務課に提出し、安全衛生措置を講じたこと及び講じた年度について確認を受けます。安全衛生措置実施等確認申請書は、確認済みの印が押印された後、事業主に交付されます。

※ 継続事業の一括について認可されている事業について適用を受けようとする場合は、実際に安全衛生措置を講じた事業場の所在地を管轄する都道府県労働局で確認を受けます。

① 快適職場推進計画による措置の場合

都道府県快適職場推進センターが発行する「職場環境改善着手確認書」(同センターに発行申請を行ってください。)

② 労働安全衛生マネジメントシステムの実施の場合

機械設置等の計画届の免除の認定を受けた際、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署から交付された「計画届免除認定証」の写し

2 特例メリット制の適用を申告する

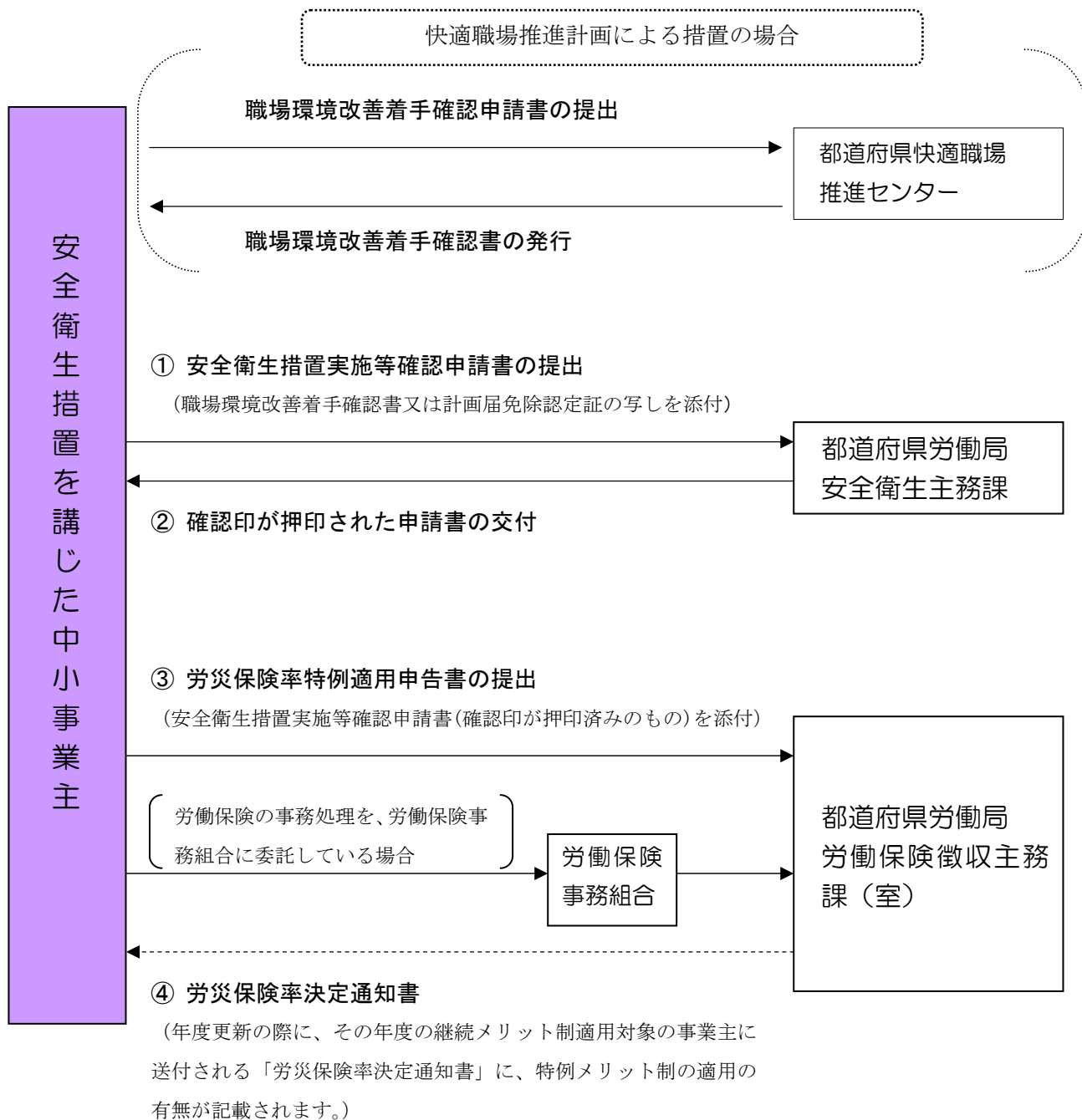
次に、安全衛生措置を講じた年度の次の年度の初日から6箇月以内に、「労災保険率特例適用申告書」(様式2)を、1で交付された確認印押印済みの安全衛生措置実施等確認書とともに、該当する労災保険関係を管轄する都道府県労働局の労働保険徴収主務課(室)に提出します。

※1 継続事業の一括について認可されている事業の場合は、指定事業の所在地を管轄する都道府県労働局に申告します。

※2 1の安全衛生措置実施等確認申請書の提出先と、2の労災保険率特例適用申告書の提出先が同一都道府県労働局である場合は、その局の労働保険徴収主務課(室)に、両方の書類を同時に提出することができます。

なお、労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託している事業主の方は、労働保険事務組合を経由して特例メリット制の適用を申告してください。

安全衛生措置実施等確認申請書(様式1)と労災保険率特例適用申告書(様式2)の用紙については、複写式となっております。お手数ですが、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にて用紙を入手してください。



特例メリット制に関するご質問は、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(様式1)

安全衛生措置実施等確認申請書

労災保険率の特例の適用に係る申告のため、下記のとおり労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第20条の3に定める労働者の安全又は衛生を確保するための措置及び当該措置の講じられた保険年度について確認を申請します。

1 事業場の所在地及び名称

①事業場 (労働者の安全又は衛生を確保するための措置を講じた事業場)	(イ)所在地	郵便番号
	東京都千代田区霞が関△-△-△	100-XXXX
	(ロ)名称	電話番号
	霞が関食品株式会社	03-(5253)-XXXX

2 労働者の安全又は衛生を確保するための措置

②措置の種類
02 快適職場推進計画による措置 ④④ 労働安全衛生マネジメントシステムの実施
③措置の具体的内容
労働安全衛生マネジメントシステムの実施
④措置を講じた保険年度
平成18年度

東京 労働局長 殿

平成19年 5月 15日

住所 東京都千代田区霞が関△-△-△ 郵便番号/00-XXXX

事業主

氏名 霞 栄太郎 記名押印又は署名 印

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

この申請書には裏面3に示す書類を添付してください。

(労働局長確認欄)

上記事業場において、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第20条の3に定める労働者の安全又は衛生を確保するための措置が上記記載の保険年度に講じられたことを確認しました。

平成 年 月 日

労働局長

注意事項

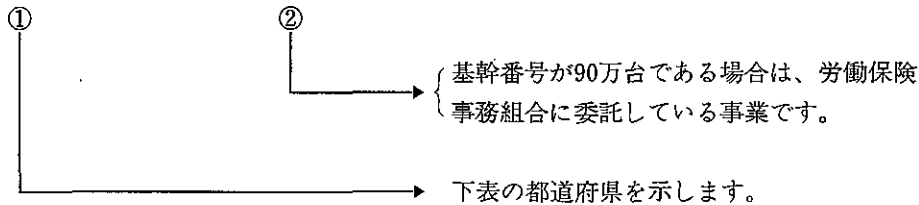
- 1) 労災保険率特例適用申告書には、この「安全衛生措置実施等確認申請書 労災保険率特例適用申告書添付用」(都道府県労働局長の確認印が押印されたもの。裏面1参照。)を添えて上記記載の安全又は衛生を確保するための措置が講じられた保険年度の次の保険年度の初日から6箇月以内に、労災保険に係る労働保険関係事務を所轄する都道府県労働局労働保険徴収主務課(室)に提出してください。なお労働保険事務組合に労働保険の事務の処理を委託している事業主にあつては、当該労働保険事務組合に提出してください。
- 2) 上記事業場が、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第9条の規定により継続事業の一括の認可を受け、当該認可に係る指定事業に一括されている場合は、労災保険率特例適用申告書は、指定事業について申告することとなります。
- 3) 労災保険率特例適用申告書の提出先、特例の適用を申告できる要件及び特例が適用となる要件が別紙に記載してありますので、必ず御覧ください。

労災保険率特例適用申告書の提出先について

安全衛生措置を講じた事業場の労働保険番号を御覧ください。なお、安全衛生措置を講じた事業場が、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第9条の規定により継続事業の一括の認可を受け、当該認可に係る指定事業に一括されている場合は、労災保険率特例適用申告書は指定事業について申告することとなりますので、指定事業の労働保険番号を御覧ください。

労働保険番号は、次の14桁からなります。

府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番号
 ○○ ○ ○○ ○○○○○○ ○○○
 2桁 1桁 2桁 6桁 3桁



②の基幹番号が90万台である場合は、労働保険事務組合に委託している事業ですので、労災保険率特例適用申告書は委託している労働保険事務組合に提出します。

労働保険事務組合に委託していない場合は、①で示す都道府県労働局労働保険徴収主務課(室)に提出します。

(都道府県番号)

01…北海道	02…青森	03…岩手	04…宮城	05…秋田	06…山形
07…福島	08…茨城	09…栃木	10…群馬	11…埼玉	12…千葉
13…東京	14…神奈川	15…新潟	16…富山	17…石川	18…福井
19…山梨	20…長野	21…岐阜	22…静岡	23…愛知	24…三重
25…滋賀	26…京都	27…大阪	28…兵庫	29…奈良	30…和歌山
31…鳥取	32…島根	33…岡山	34…広島	35…山口	36…徳島
37…香川	38…愛媛	39…高知	40…福岡	41…佐賀	42…長崎
43…熊本	44…大分	45…宮崎	46…鹿児島	47…沖縄	

特例の適用を申告できる要件及び特例が適用となる要件について

1 労災保険率の特例の適用の申告は、企業全体として常時300人(金融業若しくは保険業、不動産業又は小売業を主たる事業とする事業主は50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主は100人)以下の労働者を使用する事業主が、所定の安全衛生措置を講じた事業についてできるものです。

注) 飲食店は小売業に含まれます。

2 労災保険率の特例の適用は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第3項の継続事業のメリット制の適用を受けることが前提となります。

3 建設の事業及び立木の伐採の事業には、労災保険率の特例は適用されません。

労災保険率特例適用申告書

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

下記のとおり労働保険の保険料の徴取等に関する法律第12条の3の労災保険率の特例の適用に係る申告をします。

履歴種別

3 6 1 0 5

① 労働保険番号		※② 申告書受付年月日	
府県	所管管轄(1)	基幹番号	枝番号
13	10	XXXXXX	— XXX
※③ 下記⑧の措置番号		※④ 入力項目	
□□		1. 新規 3. 変更	
特例適用申告事業	郵便番号	100-XXXX	
	所在地	東京都千代田区霞が関△-△-△	
	業名	霞が関食品株式会社	
	電話番号	03-XXXX-XXXX	
	⑥ 常時使用労働者数	238 人	
⑦ 労働者の安全又は衛生を確保するための措置の内容 (労働保険の保険料の徴取等に関する法律施行規則第20条の3)			
労働安全衛生マネジメントシステムの実施			
⑨ 上記⑧の措置を講じた保険年度		平成18年度	
事業主	⑩ 事業の概要		食品の製造、販売
	⑪ 常時使用労働者数(企業全体)		291 人

厚生労働大臣 殿

平成19年5月23日

東京 労働局長 經由

住所 東京都千代田区霞が関△-△-△

事業主 霞が関食品株式会社 記名押印又は署名

氏名 代表取締役社長 霞 栄太郎

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・ 提出代行者・ 事務代理者の表示	氏名	電話番号

〔注意〕

- 1 □□□□で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学文字読取装置(OCR)で直接読取りを行うので、この用紙は汚したり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 ※印のついた記入枠には記載しないこと。
- 3 記入枠の部分は、必ず、黒色のボールペンを使用し、申告書右上に記載された「標準字体」にならって枠からはみださないように大きめのアラビア数字で明りょうに記載すること。
- 4 この申告書は、常時 300 人(金融業若しくは保険業、不動産業、小売業を主たる事業とする事業主については 50 人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については 100 人)以下の労働者を使用する事業主が、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(以下「徴収則」という。)第 20 条の 3 の労働者の安全又は衛生を確保するための措置(以下「安全衛生措置」という。)を講じたときに提出することができること。
なお、建設の事業及び立木の伐採の事業については、労災保険率の特例は適用されないこと。
- 5 この申告書には、徴収則第 20 条の 4 第 4 項に規定する安全衛生措置を講じたことを明らかにすることができる書類を添えること。
- 6 この申告書は、安全衛生措置を講じた保険年度の次の保険年度の初日から 6 箇月以内に提出すること。
- 7 ①、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨欄には、安全衛生措置が講じられた労災保険率の特例の適用を受けようとする事業について記載すること。
- 8 ⑥欄には、「労災保険率表」の事業の種類を記載すること。
- 9 ⑦欄には、⑨欄の保険年度に属する各月の末日(賃金締切日がある場合には、各月の末日の直前の賃金締切日)における使用労働者数の合計数を 12 で除した数(船きよ、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業については、当該保険年度における 1 日平均使用労働者数(延使用労働者数を当該保険年度中の所定労働日数で除したものをいう。))を記載すること。
- 10 ⑧及び⑨欄には、徴収則第 20 条の 4 第 2 項の確認を受けた安全衛生措置及び当該措置を講じた保険年度を記載すること。
- 11 ⑩欄には、事業主の行う主たる事業の内容を具体的に記載すること。
- 12 ⑪欄には、⑨欄の保険年度において使用する全ての労働者数(企業全体)を記載すること。
- 13 この申告書を提出した場合は、⑨欄の保険年度の次の次の保険年度から連続する 3 保険年度について労災保険率の特例が適用されること。
なお、労災保険率の特例が適用されるのは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 12 条第 3 項に規定する場合に該当する事業に限られるものであること。

(裏面)

- 1 この申請は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 12 条の 2 に規定される労災保険率の特例の適用を受けようとする事業主が、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第 20 条の 4 第 2 項の規定に基づき、同則第 20 条の 3 に定める措置（以下「安全衛生措置」といいます。）を講じたこと及び講じた保険年度について、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長の確認を受けるために行うものです。

安全衛生措置実施等確認申請書は、労災保険率特例適用申告書添付用及び局保管用の 2 部作成し、安全衛生措置を講じた事業場の所在地を管轄する都道府県労働局安全衛生主務課に提出してください。

ただし、労災保険率特例適用申告書の提出先（別紙参照）が、安全衛生措置実施等確認申請書の提出先と同一の都道府県労働局である場合は、当該都道府県労働局労働保険徴収主務課（室）に、労災保険率特例適用申告書と安全衛生措置実施等確認申請書 2 部（下記 3 の書類を添付）を併せて同時に提出することができます。この場合、安全衛生措置実施等確認申請書には、都道府県労働局長の確認印の押印は必要ありません。

- 2 ①欄は、安全衛生措置を講じた事業場について記載してください。

- 3 安全衛生措置実施等確認申請書には、次の書類を 1 部添付してください。

- (1) 快適職場推進計画による措置（②欄の 02 に該当）

都道府県快適職場推進センターが発行する「職場環境改善着手確認書」

- (2) 労働安全衛生マネジメントシステムの実施（②欄の 04 に該当）

労働基準監督署が交付する「計画届免除認定証」の写し